

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年 2 月 25 日（火曜日）

定 期 第 590 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ
○規則	
神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部を改正する規則（福祉子どもみらい・青少年課）	159
○告示	
市町村の区域内に新たに生じた土地の確認届出（政策・市町村課）	160
○訓令	
神奈川県行政文書管理規程の一部を改正する規程（総務・文書課）	160
神奈川県電子署名規程の一部を改正する規程（総務・文書課）	161
○企業管理規程	
神奈川県企業庁行政文書管理規程の一部を改正する規程（企業・総務室）	161
神奈川県企業庁電子署名規程の一部を改正する規程（企業・総務室）	162
○議会訓令	
神奈川県議会議会局行政文書管理規程の一部を改正する規程（議会・総務課）	162
○教育委員会規則	
神奈川県教育委員会等が所管する手続等における神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（教委・行政課）	163
○教育委員会教育長訓令	
神奈川県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程（教委・行政課）	163
神奈川県教育委員会電子署名規程の一部を改正する規程（教委・行政課）	164
○人事委員会訓令	
神奈川県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程（人委・総務課）	164
神奈川県人事委員会電子署名規程の一部を改正する規程（人委・総務課）	165
○監査委員訓令	
神奈川県監査事務局行政文書管理規程の一部を改正する規程（監査・総務課）	166
神奈川県監査委員電子署名規程の一部を改正する規程（監査・総務課）	166
○公告	
土地改良区役員就退任届出（横須賀三浦地域県政総合センター）	167
東京湾横断道路木更津人工島周辺海域における水産動植物の採捕等の禁止	168

規 則

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第12号

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則（平成18年神奈川県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 条 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「できる」を「でき、かつ、顔写真の表示がある」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号

同	横須賀市長井二丁目13番24号	沼田 弘一
監事	三浦市初声町三戸2, 573番地	関 隆仁
同	同 下宮田2, 804番地	堀越 一男
同	同 和田2, 922番地 1	長澤 竜次
同	同 高円坊1, 442番地	鈴木 健一

就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住所	氏名
理事	三浦市初声町和田3, 315番地	川名 敬一
同	同 下宮田1, 256番地	森 晴夫
同	同 高円坊1, 235番地 2	鈴木 先
同	横須賀市長井二丁目13番24号	沼田 弘一
同	三浦市初声町三戸1, 032番地	石田 浩一
同	同 2, 457番地	原 正一
同	同 下宮田3, 231番地	石橋 信之
同	同 三崎町諸磯1, 179番地	出口 正雄
同	同 初声町下宮田629番地 1	長澤 進市
同	同 高円坊1, 442番地	鈴木 健一
同	同 683番地	川名 清一
同	同 南下浦町上宮田1, 073番地	吉田 誠一
同	同 毘沙門1, 982番地	木村 佳弘
同	同 初声町和田2, 961番地	新倉 規男
同	同 1, 692番地 1	長澤 尚郁
同	同 1, 041番地 2	河田 光
監事	同 南下浦町毘沙門708番地	鈴木 辰彦
同	同 初声町三戸2, 584番地	長谷川 和樹
同	同 高円坊1, 795番地	米本 秀之
同	同 下宮田3, 362番地	石渡 直也

一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号

東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 7 年 2 月 25 日

一都二県連合海区漁業調整委員会

会長 石 井 春 人

(水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止)

- 1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

ア 北緯35度27分43.2秒、東経139度52分55.9秒の点

イ 北緯35度27分30.7秒、東経139度52分43.2秒の点

ウ 北緯35度27分54.5秒、東経139度52分08.0秒の点

エ 北緯35度28分07.2秒、東経139度52分20.9秒の点

(指示の有効期間)

- 2 この指示の有効期間は、令和 7 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

(採捕禁止区域図)

